

行政の焦点



9月下旬、大阪労働局管内にある印刷業の事業場が、産業医の未選任等があつたとして労働安全衛生法違反を問われ、書類送検されました。その事業場では、印刷機の洗浄及び拭拭の業務に従事していた複数の労働者が胆管がんを発症しましたが、産業医による労働衛生管理が行われていなかつたものです。

あなたのお仕事は、産業医が活躍していますか？

産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができま

す。また、常時100人以上の労働者を使用する事業場と、有害物作業などに常時500人以上の労働者を従事させる事業場では、専属（労働者として）の産業医を選択するためには、医学に関する専門的な知識が不可欠なことから、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、産業医を選任し、労働者の健康意識を向上させ、職場

管理等を行わせなければならぬこととなっています。

産業医の資格は、医師であつて、厚生労働大臣の指定する者（日本医師会、産業医科大学）が行う研修を修了した者や、労働衛生コンサルタント試験（区分：保健衛生）に合格した者などです。

このほか、産業医は、以下のようないくつかの実施及びその結果に基づく労働者の健康を保

護等の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保

ておられます。

近時、名古屋北労働基準監督署において事業場の衛生管理状況を調査した結果、産業医に関して以下のようないくつかの問題点が認められました。

（1）産業医を選任していない。

（2）労働安全衛生法第13条に規定するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理等労働者の健康管理に関する事。

（3）労働衛生教育に関する事。

（4）労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。

これらの問題点に対する改善策として、労働者の健康管理を推進し、衛生教育などを通じ職場の健康意識を向上させ、職場等を巡回し、作業方法

における作業環境の管理などについて助言を受けます。

又は衛生状態に有害のお

と。

さらに、事業場は、過重労働と認められる労働者や健康診断有所見者に関する就業上の措置に関する意見を医師から聴取する義務がありますが、

産業医選任事業場においては、一般に、産業医から聴取することとなります。

人の医師が本来の産業医業務が不可能なほど多数の事業場の産業医を兼務しているなどの問題が一部に認められました。

(4) 産業医が、毎月1回作業場等を巡回していな

い。

| 作業環境や作業方法の確認などのほか、工場では有害物を取り扱う労働者の様子を、オフィスではメンタルヘルス対応の必要な労働者や過重労働のおそれのある労働者の様子を確認することも大切です。

(5) 産業医が、過重労働による健康障害のおそれのある労働者に対する面接を実施した際、事業場が産業医から就業上の意見を聴取していない。あるいは、事業場がその意見に基づく就業に関する措置を講じていない。

| 労働安全衛生法第66条の8、社内面接制度の確立とその確実な運用が必要です。また、面接実施後は、事業場は医師からその労働者にかかる就業

に関する意見を聴取し、労働時間の短縮や就業場所の変更などの必要な就業上の措置を講じなければなりません。しかし、実際には面接時の労働者に対する健康指導のみで終わっていることがあります。

(6) 事業場が、健康診断の結果有所見があつた者について、産業医から就業に関する意見を聴取していない。あるいは、そ

の意見が健康診断結果個人票に記載されておらず、さらに、事業場がその意見に基づく就業に関する措置を講じていない。

| 労働安全衛生法第66条の4、同第66条の5、健康診断の目的が、労働者の安全と健康の確保であることは言うに及びませんが、仮に、産業医が事業場との間で契約した産業医としての業務を行わず、つまり契約を行はず、結果、このような事案が起きた場合などに利用することは、事業場が適切な労務管理をすることも必要です。

このため各種健康診断の実施後、所見のあつた労働者について、事業場は医師から就業に関する意見を聴取し、その意見を

健康診断結果個人票に記載した上で、労働時間の短縮や作業の転換などの必要な就業上の措置を講じなければなりません。しかし、実際には面接時の労働者に対する健康指導のみで終わっていることが多々あります。

なお、事業場において、過労死や有害物による中毒などの健康障害が発生した場合、事業場自身が民事上あるいは刑事上の責任を問われることがあることは言うまでもありませんが、仮に、産業医が事業場との間で契約した産業医としての業務を行はず、つまり契約を行はず、結果、このような事案が起きた場合などに利用することは、事業場が適切な労務管理をすることも必要です。

このため各種健康診断の実施後、所見のあつた労働者について、事業場は医師から就業に関する意見を聴取し、その意見を

リンク先一覧をご利用下さい

本誌本文中に赤色の二重線でご案内している情報は、当協会のホームページにてリンク先一覧をご案内しています。インターネット上で詳しい情報を確認する場合などにご利用下さい。

リンク先一覧は、当協会ホームページトップの協会の実施事業「情報提供」→機関誌該当号に掲載しています。

お問い合わせは、「Mei h o k u」編集室
(☎ 052-961-3655)まで。